

## 中央区長等の給料等に関する条例

昭和四十八年十二月十日  
条例第二十七号

第一条 中央区区長及び副区長(以下「区長等」という。)の受ける給料、旅費及びその他の給与については、この条例の定めるところによる。

第二条 区長等の給料の額は、別表(一)による。

第三条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、別表(二)による。

第四条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、退職手当、地域手当及び期末手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、区長等に対して通勤手当を支給することができる。

第五条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、中央区職員の給与に関する条例(昭和二十七年二月中央区条例第二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

2 地域手当の月額は、給料の月額に百分の十二を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、百分の百八十七・五を乗じて得た額に、給与条例第二十一条第二項に規定する区規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

- 一 別表(一)に掲げる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
- 二 前号の合計額に百分の二十を乗じて得た額

- 三 別表(一)に掲げる給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額

4 旅費の支給方法は、中央区職員の旅費に関する条例(昭和二十七年二月中央区条例第三号)の適用を受ける職員の例による。

5 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

## 別表(一)(第二条関係)

区長 月額 一、一六四、〇〇〇円

副区長 同 九三三、〇〇〇円

別表(二)(第三条関係)

区長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「政令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。)の規定により内閣総理大臣等に支給される額に相当する額

副区長 政令及び省令の規定により指定職職員等に支給される額に相当する額